

第68回税理士試験 相続税法
角 解 説

〔第一問〕

問 1

1 概要

個人以外の者に相続税を課すこととされている規定を列挙し、その内容及び計算方法を解答する理論問題である。平成30年度税制改正により創設された特定の一般社団法人等に対する課税（相法66②）に関する応用理論による出題である。一般社団法人等を利用した相続税の節税策が横行していたため、これを防止するために設けられた規定であり、この点を理解しているかを確認するための問題だったのではないかと考えられる。

また、相続税が個人(自然人)の死亡を基因として生じる「相続」に着目して課するものであることから、基本的には「個人」に対して課されるものである。そのため、「法人(法律によって人格を与えられたもの)」については、相続税を課すことは予定していないこととなる。しかし、このような取扱いのみの場合には、「法人」を利用した租税回避が可能となるため、これを防止するためにも「個人以外の者」に対しても相続税を課すことが必要となる。そこで、「個人以外の者に相続税を課すこととされている規定(みなし個人)」が設けられている。

従って、この出題は、相続税法における課税対象者についての基本的な考え方を確認するものであったと考えられる。

2 解答上の留意点

「個人以外の者に相続税を課すこととされている規定(みなし個人)」の規定とは、次に掲げる規定である。

- (1) 人格のない社団等に対する課税（持分の定めのない法人に対する課税）（相法66）
- (2) 特定の一般社団法人等に対する課税（相法66②）
- (3) 受益者等が存しない信託（受託者が法人の場合）（相法9④③）

従って、それぞれの規定の内容及び計算方法を解答することとなる。なお、計算方法については、細目的な部分も多くあるため、それらについては解答は要しないものと考えられる。

なお、持分の定めのない法人に対する課税の適用上は、税負担不当減少要件に該当することが要件となるが、この点については解答は要しないものと考えられる。（平成30年度税制改正により、一般社団法人等についての適用要件が明確化されたが、細目的な部分のため解答は要しないものと考えられる。）

また、特定一般社団法人等の意義は適用要件であり、特定一般社団法人等の純資産額は計算方法でもあるため、解答することが望ましいが、全体の分量からして解答していなくても問題はないものと考えられる。

問 2

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に規定する特定居住用宅地等及び貸付事業用宅地等の適用要件を解答する理論問題である。平成30年度税制改正により改正された特定居住用宅地等及び貸付事業用宅地等の意義を確認するための出題であると考えられる。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する重要な意義であり、多くの受験生が正確に解答できることが予想されるため、どれだけ正確に解答できたかが大きなポイントとなる。

なお、取得者が死亡した場合の取扱いも模範解答では説明しているが、この点についてはそれほど重要性は高くはないと考えられるため、解答できていなくてもそれほど影響しないものと考えられる。

問1及び問2ともに経過措置(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則に規定する内容)についての記載を要しないものとされているため、経過措置は考慮しないで解答する。

なお、本問で解答不要となる経過措置は、次のとおりである。

(1) 特定一般社団法人等に対する課税の適用上、特定一般社団法人等が平成30年3月31日以前に設立されたものである場合には、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の理事である者の死亡に係る相続税について適用される。

また、上記の既存法人についての課税要件の判定については、平成30年3月31日以前の期間は、特定一般社団法人等の判定期間に含めないこととされている。

(2) 特定居住用宅地等の判定上、平成30年3月31日に相続又は遺贈があったものとした場合に改正前の別居親族(家なし親族)の要件を満たす特例対象宅地等に該当することとなる宅地等(経過措置対象宅地等)がある場合には、次のとおりとなる。

① 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合には、改正前の特例を適用することができる。

② 平成32年4月1日以後に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、平成32年3月31日においてその経過措置対象宅地等の上に存する建物の工事が行われており、かつ、その工事の完了前にその相続又は遺贈があったときは、その相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までにその経過措置対象宅地等を取得した個人がその建物を自己の居住の用に供することを条件に、その経過措置対象宅地等は、被相続人の居住の用に供されていたものとして、この特例を適用することができる。

(3) 貸付事業用宅地等の判定上、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等については「相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等」とあるのは、「平成30年4月1日以後に新たに貸付事業の用に供された宅地等」とされる。(平成30年3月31日以前から貸付けられている宅地等については、改正前の要件で判定される。)

〔第二問〕

1 相続人・相続分の判定

相続人は、第一順位の取扱いである。孫E及び孫Fは、代襲して法定相続人に該当する者であるため、実子とみなす者に該当する。従って、孫Eが被相続人甲の養子となっているが、養子の数の制限は受けないこととなる。また、孫Eは亡子Bの代襲相続人としての地位と、被相続人甲の子としての地位を併せ持つ「二重身分」の者となる点を見落とさないように。

相続人・相続分		法定相続人(の数)とこれに応じた相続分	
乙	1/2	乙	1/2
A	1/10	A	1/10
C	1/10	C	1/10
C'	1/10	C'	1/10
E	3/20	E	3/20
F	1/20	F	1/20
	1	6人	1

2 財産評価等

※ 問題文において「平成30年4月1日現在の財産評価基本通達〜に基づき評価する」とされているが、平成30年4月1日以降に改正が行われたものはない（実際には、森林の立木の標準価額表が改正されているが）ため、特に考慮する必要はない。

(1) 宅地H

複数の路線に面する宅地の評価である。この場合には、正面路線の判定を行った上で評価する。

なお、正面路線の判定に当たっては「奥行価格補正率考慮後の路線価」の高い方を正面路線とするため、本問では奥行価格補正率考慮後の路線価により判定をすると正面路線が逆転することとなる。判定には留意すること。

(2) 宅地I

都市計画道路予定地のある宅地の評価である。都市計画道路予定地の区域内にある宅地の部分がある場合には、都市計画道路予定地補正率を適用して減額補正を行う。

なお、都市計画道路予定地部分の価額について補正を行うのではなく、宅地全体の評価額に対して補正を行う点に留意すること。（都市計画道路予定地補正率が地積割合を用いて算定されるため、既に加味されているため）

$$\text{本規定適用前の宅地の評価額} \times \text{都市計画道路予定地補正率}$$

(3) 宅地J

正面路線に面する宅地の評価である。特に難しい点もないため、確実に解答するように。

また、評価後に持分を考慮することを忘れないように。

(4) 建物K

固定資産税評価額に倍率(1.0)を乗じて評価する。

また、評価後に持分を考慮することを忘れないように。

(5) 宅地L

不整形地に該当するため、計算上の奥行距離を算定した上で評価する。なお、計算上の奥行距離が、その宅地の想定整形地の奥行距離を超える場合には、想定整形地の奥行距離を上限とする点を忘れないように。

また、不整形地補正率を適用して評価する。不整形地補正率の算定に用いる地積区分は実際の地積を用いるため、勘違いしないように。

(6) O社株式

取引相場のない株式の評価である。純資産価額の計算に当たり、資産の部及び負債の部を計算する必要があるが、それほど難しい点が多いわけではないため、落ち着いて解答するように。

① 評価方法の判定

親族グループの所有議決権割合が50%超であるため、同族株主に該当する。

また、取得者である配偶者乙、子A、孫Hのそれぞれの所有議決権割合が5%以上となるため、全員原則評価となる。判定方法を確認するように。

② 1株当たりの純資産価額

イ 評価時点

純資産価額の計算は、原則として課税時期において仮決算を実施し、課税時期において有する資産及び負債を評価対象とする。

ただし、例外として相続開始時における資産及び負債の金額が明確でなく、相続開始の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がないことから評価額の計算に影響しない場合には、直前期末において有する資産及び負債を対象として、課税時期における時価により純資産価額の計算をすることができる。

本問では、例外の直前期末基準によることになるため、計算方法を確認すること。

◆ 課税時期基準と直前期末基準の概要

	原則：課税時期基準		特例：直前期末基準	
評価する資産等とその評価基準	相続税評価額	課税時期における各資産及び負債を課税時期における相続税の評価基準を適用して計算した金額	相続税評価額	直前期末の資産及び負債を対象とし課税時期に適用されるべき相続税の評価基準を適用して計算した金額
	帳簿価額	課税時期の資産及び負債の帳簿価額により計算した金額	帳簿価額	直前期末の資産及び負債の帳簿価額により計算した金額

ロ 受取手形

受取手形については、課税時期から6月を経過する日までの間に支払期限の到来するものであれば、券面額によって評価し、それ以外のものは金融機関において割引を行った場合に回収し得ると認める金額により評価する。

しかし、直前期末基準の場合には、直前期末の翌日から起算して6月を経過する日までに到来するか否かで上記の判定を行うこととされている。(問題の指示では「課税時期から6月以内～」とされているため、本来であれば指示としては間違いである。) これらをまとめると、評価方法は次のとおりである。

区 分	評 価 額
支払期限の到来している受取手形等又は課税時期又は直前期末から6月を経過する日までに支払期限の到来する受取手形等	券 面 額
課税時期又は直前期末から6月を超えて支払期限の到来する受取手形等	課税時期の金融機関等における割引回収可能額

本問では、6月以内に支払期限の到来するものであるとされているため、出題の意図から券面額により評価することが相当である。

ハ 建物

建物の1階部分は第三者に対する賃貸用であるため、貸家屋として評価する。また、2階から5階はO社が利用しているため、自家用屋として評価する。

なお、本来であれば貸家屋と自家用屋を区分して評価すべきだが、賃貸割合による評価を行っていても特に問題はないと考えられる。(賃貸割合は、本来アパート等に適用するものであるため)

ニ 土地

土地は、平成25年5月に取得したものであるため、相続開始前3年以内に取得した土地等に該当せず、相続税評価額によって資産の部の相続税評価額欄に計上する。

なお、土地が上記ハの建物の敷地とも考えられるため、貸家建付地評価をしなければならないとも考えられるが、与えられている金額が「相続税評価額」であるため、貸家建付地評価をすべき場合であっても既に評価額に反映されているものとして解答している。(ただし、貸家建付地評価をしようにも借地権割合がないため、計算できない。問題で掲げられている借地権割合は、「(1)から(5)までの宅地及び建物は～」とされており、(6)に掲げられているO社株式の評価には言及していないため、与えられている借地権割合を使用することは不相当と考えられる。)

ホ 保険積立金

被相続人甲の死亡を保険事故とする保険契約であり、被相続人甲の死亡により保険金の受取りが確定するため、未収保険金として資産に計上する。なお、直前期末基準の場合であっても、個人に対するみなし財産である生命保険金等としての課税との整合性から計上することになる。

これに併せて、保険契約が履行されることになり、保険積立金に財産性がなくなる。従って、計上しないこととなる点に留意すること。

ヘ 未払死亡退職金

被相続人甲の死亡に伴い、支給が確定した未払退職手当金等は、みなし財産として課税されることとの整合性から、純資産価額の計算上、同額を負債に計上する。

ト 保険差益に対する法人税額等

評価会社が被相続人の死亡により保険金を受け取った場合に、保険差益が生じた場合には、保険差益に対する法人税額を負債として計上する。この場合に、保険金を原資として退職手当金等を支払っている場合及び保険積立金額がある場合には、次の算式により計算する。

(a) 保険金の取得による利益金額
$\text{保険金額} - \frac{\text{損金の額に算入される積立保険料の額}}{\text{損金の額に算入される退職手当金等の額}}$
(b) 保険差益に対する法人税額
$\text{保険金の取得による利益金額} \times 37\% (\text{評価差額に対する法人税額を計算する場合の率})$

チ 繰延資産

財産性がないため、計上しない。

リ 未払費用

未払費用は、直前期末までに費用が発生したものの計上額である。そのため、確実な債務に該当することから負債に計上することとなる。

ヌ 未払法人税等、消費税等

直前期末基準の場合では、直前期末以前の各事業年度に係る公租公課のうち、直前期末に未払いとなっているものについては負債として計上する。

ル 計算方法

1株当たりの純資産価額の計算方法は次のとおりである。なお、各資産、各負債ごとに千円未満の端数を切り捨てて計上する点も確認するように。

$\frac{\text{資産の合計額(相評)} - \text{負債の合計額(相評)} - \text{評価差額に対する法人税額等}}{\text{課税時期現在の発行済株式数(自己株式を除く.)}} = \text{1株当たりの純資産価額}$	(円未満切捨て)
--	----------

※ 評価差額に対する法人税額等は、次の算式により計算する。

$\left[\left\{ \begin{array}{l} \text{相統税評価額による純資産価額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(相統税評価額)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(相統税評価額)} \end{array} \right] \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{帳簿価額による純資産価額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{資産の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{負債の合計額} \\ \text{(帳簿価額)} \end{array} \right] \end{array} \right\} \right] \times 37\% = \text{評価差額に対する法人税額等}$	(千円未満切捨て)
---	-----------

③ 類似業種比準価額

それほど難しくないため、しっかりと落ち着いて解答すること。

<基本算式>

イ 1株(50円)当たりの株価(E)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{㉔}}{B} (X.xx) + \frac{\text{㉕}}{C} (X.xx) + \frac{\text{㉖}}{D} (X.xx)}{3} (X.xx) \right] \times \text{斟酌率} = E \text{ (10銭未満切捨て)}$$

ロ 1株当たりの類似業種比準価額の計算

$$E \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}} = \text{評価額 (円未満切捨て)}$$

ハ 類似業種の金額

各金額は次のとおりである。

記号	内 容
A	課税時期の①属する月, ②前月, ③前々月, ④前年平均, ⑤課税時期前2年間平均 の最も低い株価
B	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
C	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
D	課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)

ニ 評価会社の金額

記号	内 容	基 本 算 式	端 数 処 理
㉔	評価会社の1株当たりの年配当金額	$\frac{\text{直前期末以前2年間における配当金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	10銭未満切捨て
㉕	評価会社の1株当たりの年利益金額	次のいずれか少ない金額 イ $\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$ ロ $\frac{\text{直前期末以前2年間における利益金額} \div 2}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
㉖	評価会社の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)	$\frac{\text{直前期末における純資産価額(帳簿価額)}}{\text{資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}$	円未満切捨て
—	50円当たりの発行済株式数	$\text{直前期末の資本金等の額} \div 50 \text{円}$	1株未満切捨て
—	1株当たりの資本金等の額	$\text{直前期末の資本金等の額} \div \text{直前期末の発行済株式数}$	円未満切捨て

④ 原則的評価額

大会社であるため、原則的評価額は次のいずれか少ない金額である。

- イ 類似業種比準価額
 ロ 1株当たりの純資産価額(80/100の特例なし)

(7) 市街地山林P

市街地山林であるため、宅地比準方式により評価する。評価方法は次のとおりである。ただし、宅地が倍率地域に所在するため、宅地としての固定資産税評価額に倍率を乗じた金額を1㎡当たりの価額として評価する点に留意すること。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その山林が宅地であるものと} \\ \text{した場合の1㎡当たりの価額} \end{array} \quad \text{—} \quad \begin{array}{l} \text{その山林を宅地に転用する場合} \\ \text{の1㎡当たりの造成費相当額} \end{array} \right\} \times \text{地積}$$

なお、それぞれの価額の算定上の留意点は、次のとおりである。

① 宅地であるものとした場合の1㎡当たりの価額

宅地としての評価額を算定する。なお、この評価額の算定方法は次のとおりである。

路線価地域に所在する場合	路線価に、その地域の地区区分に応じた各種補正率を乗じて計算した金額
倍率地域に所在する場合	イ 付近の標準宅地の相続税評価額を基礎に1㎡当たりの価額を算定 ロ イの価額に、 <u>普通住宅地区</u> に係る各種補正率を乗じて計算した金額

② 宅地に転用する場合の1㎡当たりの造成費相当額

山林であり、傾斜地に該当するため、傾斜地の宅地造成費用を用いて計算する。本問では既に計算済みであるが、簡単に確認しておくように。

イ 1㎡当たりの造成費の計算の計算

$$\text{ロの造成費総額} \div \text{評価対象地の地積} = \text{1㎡当たりの宅地造成費 (円未満切捨て)}$$

ロ 傾斜地の造成費総額の計算

工事費目	内 容	計 算 式
傾斜度に係る 造成費	傾斜地における、整地費・土盛費・土止費の 宅地造成に要するすべての費用	速算表の金額をそのまま採用する
伐採・抜根費	通常の整地とは別に伐採・抜根に要する費用 (伐採・抜根面積1平方メートル当たり)	伐採・抜根を要する面積 × 1平方メートル 当たりの費用

なお、傾斜地の造成費については、基本的に全ての造成費用を含んだ金額であるが、伐採・抜根費は含んでいないため、伐採・抜根費の負担が必要な場合には、別途加算する必要がある点に留意する。

(8) Q社株式

配当金の支払いがある上場株式の評価である。なお、落ち評価となるのは、課税時期が「基準日の翌日以後」である場合のため、本問では含み評価（課税時期において実際には権利確定していないためである。）となる。（＝株式に関する権利の評価はない。）

しかし、実際には取引の成立日から数えて3日目（間に2営業日を挟む）に決済がなされる（金融商品取引所において取引が行われない休日等を含まない日数）ことから、所有財産と取引価格とに乖離が生じてしまう場合がある。そこで、評価額を実態と即した金額とするため、権利含みの価格（配当落の日である平成30年4月20日の前日の19日の株価）による評価をすることになる。

ただし、配当落ちの場合には、月平均額については価額に大きな影響を与えないため、月平均額は月初から月末までの平均額によることも忘れないように。

◆ 権利調整がある場合の評価方法

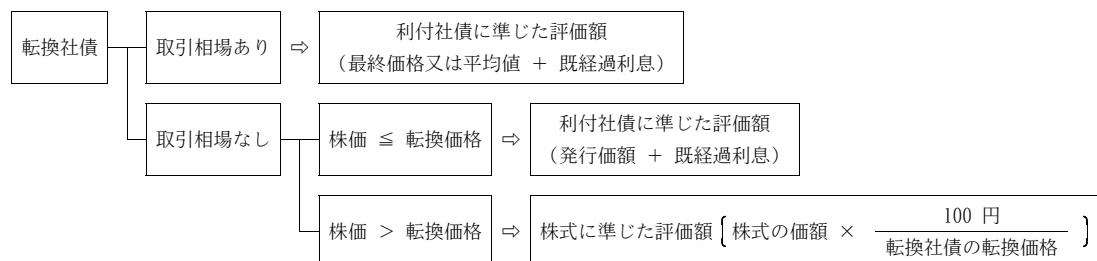
課税時期	評価財産	株価の採用方法			
		区分及び条件		権利	配当
基準日以前	株式	最終価格		含みに対応した課税時期前後の最も近い日の最終価格	
		月平均額	含みの金額あり	初日から落ちの前日までの平均額	月平均額 (修正しない)
			含みの金額なし	落ち月平均額を含み価格に修正	
基準日の翌日以降	株式+権利	最終価格		落ちに対応した課税時期前後の最も近い日の最終価格	
		月平均額	落ちの金額あり	落ち日から末日までの平均額	月平均額 (修正しない)
			落ちの金額なし	含み月平均額を落ち価格に修正	

(9) R社転換社債

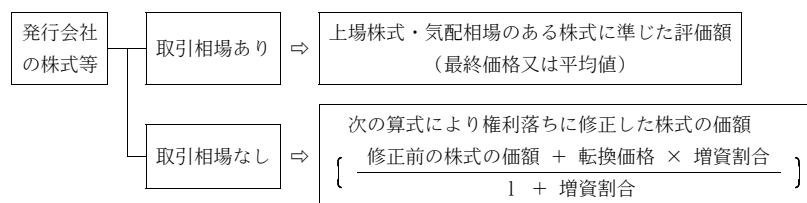
社債、株式のいずれにも取引相場がない場合の取扱いである。

社債に相場がない場合には転換価格と株価の比較をして株式への転換による利益が生じるのかを判定する。また、その株式に相場がない場合（取引相場のない株式）には、株式について転換社債による権利落ち（希薄化効果）に相当する修正計算を行った上で判定をする必要がある点を確認すること。

① 評価方法の判定手順



② 転換価額と比較する株式の価額



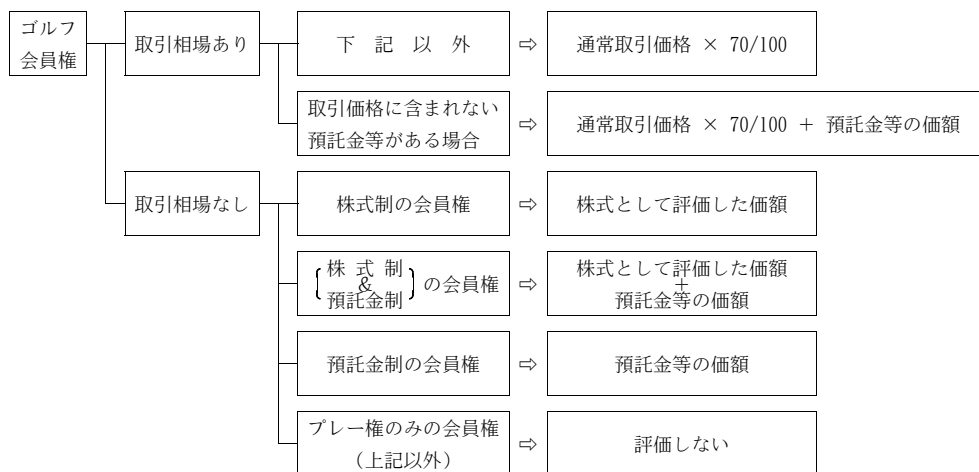
③ 増資割合

$$\frac{\text{転換社債のうち課税時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{課税時期における発行済株式数}} \div \text{その転換社債の転換価格}$$

(10) Sゴルフ会員権

株式の所有を必要とせず、かつ譲渡できないもので、返還を受けることができる預託金等がなく、単にプレーできるだけのものがあるため、評価の対象とされない。従って、評価額はない。

◆ ゴルフ会員権の評価方法



※ 預託金等の価額は返還時期により次のいずれかにより評価する

- ① 課税時期に直ちに返還される場合・・・返還額
- ② 課税時期に返還されない場合・・・返還額 × 返還時期までの期間（年未満切上）による複利現価率

(11) U銀行外貨普通預金

換算方法を確認すること。外国為替相場につき課税時期に為替相場がない場合には、課税時期前の対顧客直物電信買相場(TTB)により邦貨換算する。

本間では特に関係しないが、定期預金等の金融機関が特定されるものについては、その特定される金融機関が公表する為替相場により換算を行うことになる。

(1)	(2) 以外 の 場合	財産	課税時期の対顧客直物電信買相場(T.T.B)
		債務	課税時期の対顧客直物電信売相場(T.T.S)
(2)	為替予約がある場合	財産 債務	為替予約契約に係る為替相場

◆ 為替相場の採用方法（参考）

- ① 一般の場合
納税義務者の取引金融機関（注）
（注）被相続人が取引していた金融機関の預金等を相続した場合には、その預金に係る金融機関を含む。
- ② 取引金融機関が2以上ある場合
イ 外貨預金等の取引金融機関が特定されているもの… その取引金融機関
ロ 上記以外の場合 …………… 相続人の選択した取引金融機関

3 小規模宅地等の特例

(1) 宅地H

相続開始直前の用途が不明であり、特に利用していないものと考えられるため、特例対象とはならない。

(2) 宅地I

平成6年から継続して貸付事業の用に供されているため、特例対象となるも考えられる。

しかし、建物又は構築物の敷地の用に供されているかが明らかでないため、敷地の用に供されていないと考えられ、特例対象とはならないものと考えられる。(繁華街地区のため、何も敷設せずに貸付けを行うことは考えにくく、かつ、配偶者乙について適用しないで残余面積を生じさせていることから、意図を汲んで適用することも考えられるが、問題文で明確ではないため、適用はないものとしている。適用していても別解として正解となる可能性はある。)

(3) 宅地J

① 配偶者乙は、問題文の指示から小規模宅地等の特例の適用を受けない点を見落とさないように。(上記の宅地Iについて小規模宅地等の特例の適用がない場合には、限度面積に残余が生じるため、配偶者乙が受けない理由がないのだが…。配偶者については配偶者に対する税額軽減の規定により納付税額を0円とすることが可能ではあるため、他に適用を受けることができるものがあるのであれば、そちらから優先適用することは実務上もよくある取扱いである。しかし、本問では限度面積に残余が生じる以上、配偶者乙が取得した分についても適用した方が結果的に有利となる。なぜこのような指示を入れたかは明確ではないが、問題の指示に従って解答してくれば充分である。)

② 子Cは、被相続人甲と同居していた親族であり、居住継続等をしているため、特定居住用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

4 みなし財産

(1) O社死亡退職金は、退職手当金等として課税対象となる。

(2) V生命保険の保険金は、契約者貸付金を控除した残額が支払われているため、控除後の金額を保険金受取人である配偶者乙が取得したものととして取扱われる。

なお、保険契約者が被相続人甲であるため、契約者貸付金の額に相当する保険金及び債務は、いずれもなかったものとされ、特に課税関係は生じないこととなる。

被相続人が契約者の場合 ⇒ 保険金及び債務はいずれもなかったものとする。

被相続人以外が契約者の場合 ⇒ 保険金受取人：契約者貸付金控除後の金額を取得したものとする。

保険契約者：契約者貸付金の額を取得したものとする。

(3) W生命保険の保険金は、年金払いされるものであるため、有期定期金として評価する。

なお、解約した場合の解約返戻金の金額が与えられているため、複利年金現価率を乗じて計算した金額とのいずれか多い金額をもってその評価額とすることになる。

また、保険料負担者が複数いるため、負担者のあん分を忘れないように。

(4) X生命保険の保険契約は、掛捨て契約であるため、解約返戻金等の支払いがない。そのため、生命保険契約に関する権利の規定の適用はないため、特に課税関係は生じないこととなる。

(そのため、みなし財産に該当しないことから、解答枠が設けられていなかったのではないかと考えられる。)

5 債務控除

(1) 被相続人甲に関する租税は、債務控除の対象となる。

(2) 被相続人甲の通夜及び告別式の費用・寺院への御布施は、債務控除の対象となる。

なお、香典返戻費用・墓碑及び墓地の購入費用・初七日の法要費用は、葬儀に要した費用とはいえない。従って、債務控除の対象とはならない点に留意すること。

6 生前贈与関係

(1) 子Aは、相続時精算課税の適用を受けている点を見落とさないように。

(2) 孫Gは、相続又は遺贈により財産を取得していないため、生前贈与加算の規定の適用対象外となる。

(3) 養子C'は、配偶者乙から贈与により取得した分もあるが、生前贈与加算の対象となるのは、今回の被相続人から取得したものに限られるため、加算対象となるものには留意すること。

7 税額計算

- (1) 孫D及び孫Hは、二親等の血族に該当するため、相続税額の2割加算の適用対象となる。
孫E及び孫Fは、代襲して相続人となった者であるため、一親等の血族に含まれ、相続税額の2割加算の適用対象外となる。
- (2) 養子C'は、平成29年中に複数の贈与を受けており、加えて課税価格の全てが生前贈与加算の対象となっていないことから、贈与税額控除の計算上、あん分計算が必要となる。
なお、被相続人甲及び配偶者乙のいずれの者からの贈与が、特例税率の適用に係る贈与であるため、計算自体は比較的容易である。
- (3) 孫Fは、年齢が20歳未満である旨の資料がないため、特例税率により贈与税額控除を計算する。
(養子Eの誕生日が明らかであり、20歳未満の者に該当することから、孫Fも同様に20歳位未満とも考えられるが、「特に記載のある者を除き、全員20歳以上」とされているため、20歳以上として解答するほかない。)
- (4) 配偶者乙は、被相続人甲の配偶者であるため、配偶者の税額軽減の規定の適用対象となる。
- (5) 養子Eは、20歳未満の者であり、法定相続人であるため、未成年者控除の適用がある。
- (6) 子Aは、相続時精算課税の適用を受けているため、相続時精算課税分の贈与税額控除の適用が考えられる。しかし、贈与税の課税価格が特別控除額以下であるため、贈与税は課されていない。従って、控除額がないため、計算には影響しない。
(答案用紙には解答枠が設けられていないのは、上記の様な理由からと考えられる。)